

令和 8・9 年度学校給食用物資入札等参加資格者(納入業者)の 追加登録実施要領

1 登録対象の納入業種

- (1) 魚練製品

2 登録有効期間

登録日[令和 7 年（2025 年）10 月予定]から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

3 登録申請書の配布、申請の受付・送付先

項 目	期 間	場所・送付先・時間
申請書の配布	令和 7 年 8 月 21 日（木）から	・（公財）札幌市学校給食会 事務局 総務課 電話(011)211-3897 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 番地 STV 北 2 条ビル 6 階 ・平日の午前 9 時から午後 5 時まで
申請の受付	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 9 月 30 日（火）まで	

※申請書は、当会ホームページ掲載の様式も使用できます。

※郵送等による申請も可。なお、受付最終日（9 月 30 日）必着です。

4 登録申請に当たっての留意事項

- (1) 登録申請は、上記 1 の(1)の業種に限定します。なお、物資納入に係る具体的な内容は業種別の「物資納入等事務処理要領」によります。
- (2) 登録申請に必要な提出書類等は、別紙「学校給食用物資入札等参加資格者(納入業者)登録申請時の提出書類等について」のとおりです。

5 登録資格

有資格者として登録される者は、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者。
- (2) 刑事訴追を受けている者及び刑の執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 札幌市内に本店、支店、営業所、出張所等を有しない者又は有してもその営業年数が令和 7 年 9 月 1 日現在（以下「審査基準日」という。）において 3 年未満の者。
- (4) 青果物、鶏卵、乾物取扱業者以外で食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に規定する営業の許可又は北海道条例に規定する許可及び登録を有しない者並びに有しても同法第 60 条第 1 項又は第 61 条の規定に基づき、許可の取消又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けた日が審査基準日において 3 年未満の者。
- (5) 札幌市税を滞納している者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者。
- (7) 青果物取扱業者においては、札幌市中央卸売市場業務規程第 29 条第 1 項の規定による売買参加者の承認を得ない者。

6 審査

登録要件として、経営規模、信用状況、衛生状態、供給能力等に関して、一定の基準を満たしている必要があります。